

議案第105号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月26日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中第99号から第101号までを削り、第102号を第99号とし、第103号から第133号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。